

# 水戸市立笠原小学校 いじめ防止基本方針

## 目次

- 1 いじめの防止等の策定に関する基本理念
- 2 笠原小学校いじめ防止基本方針策定の目的
- 3 いじめの定義
- 4 いじめの基本認識
- 5 いじめ防止等のために実施する施策
  - (1) 水戸市立笠原小学校いじめ防止対策委員会の設置
  - (2) いじめの未然防止に向けて
  - (3) いじめの早期発見に向けて
  - (4) いじめの早期解消のために
  - (5) いじめ問題への対応の順序について
- 6 重大事態への対応
  - (1) 重大事態の定義
  - (2) 重大事態が発生した場合の対処
  - (3) 重大事態への対応の順序について

# 令和8年4月改訂

## 1 いじめの防止等の策定に関する基本理念

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して！

- みんなで話し合い
- とともに勇気をもち
- し信頼し合える仲間づくり

## 2 笠原小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本基本方針は、児童に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、学校、保護者、地域住民、関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、全ての児童が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

## 3 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法 第2条第1項」（平成25年）

<心理的な影響を与える行為>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ・インターネットや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

<物理的な影響を与える行為>

- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

## 4 いじめの基本認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 5 いじめ防止等のために実施する施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直しを行う。「いじめ防止対策委員会」を中心に、毎年度、点検・見直しを図る。

(2) 水戸市立笠原小学校いじめ防止対策委員会の設置

### ① 構成

学年いじめ防止対策委員会……………学年担当（学年主任、学級担任、学年生徒指導担当）
学校いじめ防止対策委員会……………校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係教職員
拡大いじめ防止対策委員会……………通常の委員に関係機関

※ 必要に応じて水戸市総合教育研究所指導主事

### ② 役割

- 未然防止のための教職員研修（年3回）
- いじめに関する相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめを察知した場合の情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応についての助言指導
- 指導の経過等や、会議の記録、整理・保管（5年後の年度末まで）を行う。

(3) いじめの未然防止に向けて

### ① 児童による主体的ないじめ防止活動の取組

- ア 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できるよう児童会の取組を通して、いじめを許さない集団になるよう働きかける。
- イ 代表委員会が中心となり、あいさつ運動やマナーアップ運動や、福祉委員会が中心となり、いじめ解決フォーラム等の取組を企画し、年間を通じて全校児童が関わる場を設定する。
- ウ 学校行事に異学年が支え合って取り組むような縦割り班活動等を意図的に実践する。
- エ まごころタイム等の中で、地域でのマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。
- オ 自分たちで学級のルールを作る話し合いを行う等、特別活動の時間を充実させる。
- カ 道徳の時間等を通して、社会が抱える問題を考えたり、地域での自分の行動を見つめさせたりする。

### ② 教職員の資質向上に向けた取組

- ア 年度当初には、全職員で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- イ 全ての教育活動を通して、自分を大切にすることと同時に、他者を大切にする授業づくりを行う。
- ウ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーや外部講師等を活用した研修を計画的に実施する。
- エ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、言動には細心の注意を払うとともに、教職員が相互に注意し合える環境を醸成する。
- オ 常に、いじめに対する危機感をもち、教職員の研修を充実させ、教育相談体制の整備、相談窓口の周知徹底、個別面談の実施を図る。
- カ 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携に努める。

キ 学年経営、学級経営の充実を図る。

- ・よさを認める指導（加点法）
- ・分かりやすい授業づくり

③ インターネットやスマートフォン（SNS）、オンラインゲーム等を通じて行われるいじめを防止するための啓発活動の取組

- ・ 情報モラル教育充実のための「SNSによるいじめ防止に関する講演会」の実施

(4) いじめの早期発見に向けて

① 全職員による児童の観察、情報交換

担任だけではなく、全職員が児童に話しかける機会を増やし、小さな変化を見逃さないようにするとともに、随時、情報交換を密に行う。

② 毎月の「学校生活のアンケート」の実施

「悩んでいたり心配したりしている、困っていることがある」等と回答した児童について、いじめ防止対策委員会で共有を行い、児童に聞き取り、面談を行う。

③ 生徒指導部委員会を開き、学校全体として組織的に対応し、継続して支援していく。

④ 校内オンライン相談窓口の開設（1人1台端末のアンケート機能の活用）

⑤ 教育ダッシュボード「こころの健康観察」を活用し、児童の悩みを聞き取る。

⑥ スクールカウンセラーや養護教諭等による面談の実施

⑦ 保護者と連携して児童の様子を把握するとともに、地域からも情報を得るように努める。

⑧ 様々な相談窓口を周知する。

(5) いじめの早期解消のために

「いじめ解消」の定義

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件を満たした場合、解消と判断する。

ア いじめに係る心理的、物理的な影響を与える行為が3カ月間止んでいること

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと・・・本人及び保護者に確認をすること

① いじめの事実を発見したときは、ただちにいじめをやめさせるとともに、いじめを受けた児童を保護する。

② いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」のメンバーに直ちに情報を共有する。（組織で対応）

③ いじめであるかどうかの判断は「いじめ防止対策委員会」で行う。

④ いじめを受けた児童、いじめを行った児童、いじめを見た児童への事実確認は、児童の人権を尊重しながら慎重かつ迅速に行う。組織的に対応し、正確な情報を得るとともに情報の共有に努める。

⑤ いじめを受けた児童、保護者への支援を最優先に行う。

⑥ いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努める。

⑦ 必要に応じて「拡大いじめ防止対策委員会」を開き、対策を検討する。

⑧ インターネット等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、警察等の関係機関の協力を求める。

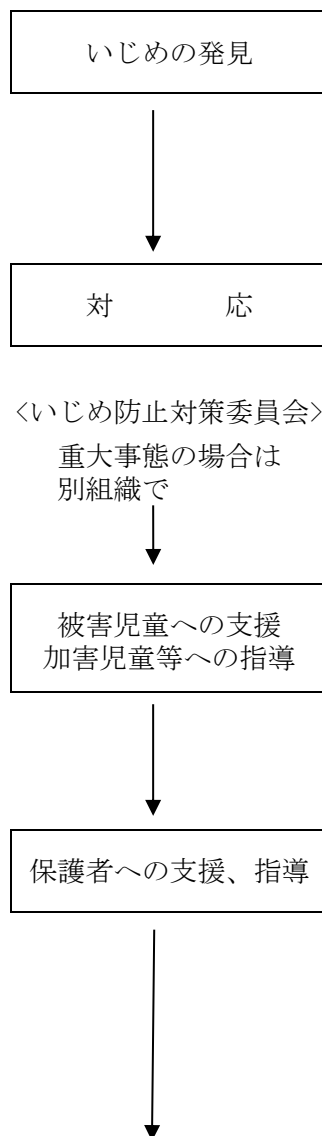
⑨ 児童相談所、水戸市子育て支援課等との連携を図る。

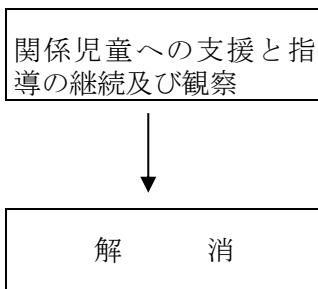
- ⑩ いじめを受けた児童が安心して学習できる措置を講ずる。
- ⑪ いじめを行った児童への指導及び支援だけでなく、必要に応じて学級、学年、全校で集会等を行い、いじめの再発防止に努める。
- ⑫ 犯罪に相当するいじめの行為については、警察等との連携を図る。
- ⑬ 改善が見られれば収束するまで継続し、改善が見られない場合は再度「いじめ防止対策委員会」を開いて計画を修正・実行する。
- ⑭ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどの接触を防ぐ措置を講じるため、「いじめ防止対策委員会」で検討する。

(6) いじめ問題への対応の順序について

<未然防止のために>

- ・あいさつ運動の実施
- ・保護者への啓発
- ・関係機関との連携
- ・児童とかかわる時間の確保
- ・個別面談の実施
- ・いじめ解決フォーラムの実施
- ・児童が主体となる活動の実施





## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義について

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
    - ・児童が自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・金品等に重大な被害を被った場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき
    - ・年間30日を超える欠席がある場合
    - ・一定期間連続して欠席しているような場合
- ※ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てがあった。

### (2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- 重大事態に該当するが、被害児童や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。
- 被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

### (3) 重大事態が発生した場合の対処

- ① 教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。
- ② 教育委員会と連携し、調査、問題の解決にあたる。拡大いじめ防止対策委員会を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織で行う。
- ③ いじめの事実等について隠蔽せず、説明責任を果たすように努める。
- ④ いじめを受けた子供の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した子どもとの関係回復のための取組に努める。

(4) 重大事態への対応の順序について

